

令和5年度第4回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年7月7日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

8番 永 野 恵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄	豊洋	長 友 富 男
東山香	松 田 司	山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀
朝田	田 邊 正 義				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 16 号	農地法第3条の申請について
議案第 17 号	農地法第4条の申請について
議案第 18 号	農地法第5条の申請について
議案第 19 号	非農地証明願いについて

- 議案第 20 号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 報告第 4 号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに
使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和5年度第4回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時40分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第16号から議案第21号までの6議案33件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第16号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第16号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、新規就農のためありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	6月20日 農業委員と私と事務局職員2名とで現地を確認しました。 方面から来ますと の手前の道を右に曲がり1.5kmほど行きますと の手前から脇道があり左折します。そこに現地があります。広大な土地です。元ミカン園だったと思われます。今は畑になっています。ご審議をよろしくお願いします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	6月20日、皆さんで現地確認しました。特に問題なさそうです。きれいに草刈り等しているらしいです。よろしくご審議お願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から借りて耕作をしていた譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。

	申請地は、以前は遊休地として荒廃していましたが、譲受人は、3年前から申請地に隣接する空き家に移住し開墾した結果、現在は野菜などが耕作されております。農地として管理されており問題ないものと思われます。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■字■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■㎡です。譲受人の経営面積は、新規就農のためありません。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	6月20日に■■■■農業委員、私と事務局職員2名で現地確認に行きました。■■■■から入った■■■■に抜ける道で、手前に■■■■があり、■■■■から200mくらいのところです。建物の横に■■筆ありまして、■■筆はイチジクや梅が植わっていました。その隣に■■■■があり、その■■筆の申請となりました。ご審議よろしくお願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■委員の説明のとおりです。問題ありません。よろしくご審議お願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地に隣接する宅地に居住している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲受人は、申請地に隣接する空き家を購入し、2年前から杵築市に移住しています。譲受人は申請地を以前から管理しており、現在はイチジクや梅が耕作されております。農地として管理されているため問題ないものと思われます。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、田[]a、畑[]a、合計[]aです。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	[]からまっすぐ入ったところで、左折しまっすぐ旧道に入ります。[]地区になります。地図5ページです。[]農業委員と私と事務局職員2名の4名で現地確認しました。よろしくご審議をお願いします。
議長	3番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	[]委員の説明のとおりです。特に問題はありません。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から管理していた譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、譲受人が以前から草刈などの管理を行ってきました。特に問題ないものと思われます。 また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、畑[]a、合計[]aです。理由は、清算のため相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	6月21日、[]推進委員、事務局職員2名と現地確認しました。会社の清算ということです。以前は[]として[]を経営していました。その会社の[]、[]等のところになります。現場は、[]のところに[]があります。そこの上を登ったところになります。道路右手で、[]が広くあります。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。

	現在、清算中である譲渡人と譲渡先である譲受人のとの間で、譲渡の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲渡人は、現在法人としての活動はなく、清算の手続き中です。売却先を探していましたが、適切な譲受人が見つからず、一旦法人から個人へと所有権の移転をする運びとなりました。 また申請地の現況は、農地として管理されており、特に問題ないものと考えます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに田、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	担当地区外ですが、担当地区委員が欠席のため、説明します。担当委員も現地確認をしたようですが7月5日、私と事務局職員2名で現地確認しました。場所は■■■■線を■■■から■■■方面へ行って■■■の信号を右に行けば■■■■があります。そこに行く道の三差路のところに現地があります。管理をよくされています。特に問題はありません。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 県外在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から管理している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲渡人と譲受人は、親族の関係にあります。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、県外に在住で、管理については、譲受人が行って来ました。現況も農地として、管理されており、問題ないものと思われます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第16号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第16号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第16号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第17号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第17号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、資材置場用地として。申請理由、申請地近隣で[]を営んでいるが、経営規模拡大に伴い資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	6月20日、[]農業委員と私と事務局職員2名で現地確認をしました。[]からまっすぐ[]方面に向かい、墓地があります。その隣に[]さんの倉庫があります。そこを右に曲がってまっすぐ下りたところに[]さんの[]があります。その上になります。資材置き場を作りたいということです。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは昭和60年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地の近隣で[]を営んでいますが、経営規模拡大に伴い資材置場が不足していることから、申請地を資材置場として利用する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、現在利用している資材置場の隣地であり作業効率が良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は畑、東側は山林・原野、南側は原野、西側は宅地・原野・市道にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はおらず、ほとんどが自己所有地であるため、営農上の問題はありません。

	土地利用計画につきましては、申請地■筆■■■㎡に、木材、足場材、土砂、ブロック置場等の資材置場として利用する計画です。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、東側の市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第17号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第17号」について、農地法第4条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第17号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第18号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 「議案第18号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■、■■歳、転用者、■■■■区、■■■■、持分2分の1、■■■■、■■歳、■■■■、持分2分の1、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■筆の■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、杵築市内のアパートで暮らしているが、将来を見据えて祖父が所有する申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	7月4日に私、■■農業委員、事務局職員2名と現地確認に行きました。場所は、■■の■■、■■■■■■■■■■の南側のほうです。■■■■さんが孫に無償で貸し与え、孫夫婦が家を建てるということです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	■■委員の言われたとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	この件について補足説明を事務局からします。

事務局	今回の転用にあたりまして、[]さんの所有地の中に以前から問題になっていた違反転用の土地がありました。[]の第1種農地です。本人と話しまして、改善を図っていただいている状況です。それをもとにして今回申請となっていますので、よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の[]さん夫婦は現在、杵築市内のアパートで暮らしています。転用の目的は、将来を見据えて祖父が所有する申請地に住宅を建築し居住することです。祖父である[]さんと孫夫婦である[]さんとの間で無償での土地使用貸借契約を結びます。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は公衆用道路・宅地、東側はため池、南側はため池、西側は公衆用道路・雑種地・原野にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 新築計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に、1階床面積[]㎡、約[]坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された審査結果連絡票が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]、[]歳、転用者、[]区、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、家族[]人でアパート暮らしであるが、手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	4月4日に事務局職員2名、[]委員、私で現地確認に行きました。この土地は以前から[]で、カボスが植わっていました。住宅地の中にあります。場所は[]から[]方面、[]方面に入る道で[]から約100m入ったところです。いろいろあって宅地にできない状況が続いていましたが、現状は資材等置いていたものは片付けられてフラットな状況です。よろしくご審議お願いします。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	今、委員の言われたとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者のさんの職業はで、現在は杵築市内のアパートに家族人で暮らしています。転用の目的は、子供の誕生に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は宅地、東側は市道、南側は市道、西側は宅地にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 新築計画につきましては、申請地筆㎡に、1階床面積㎡、約坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和年月日から令和年月日までの約ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水は宅内升を経由して南側の市道側溝へ、宅内排水は南側の公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された借入続案内が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、土地所有者、区、歳、転用者、区、持分2分の1、歳、持分2分の1、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、家族人で暮らしているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	3番について、農業委員より説明願います。
委員	6月21日に推進委員、事務局職員と現地確認に行きました。現場は方面からに行く道が。その四差路のところの高いところになります。その用地を住宅にということであります。近隣も住宅等が建っているので特に問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者のさん夫婦は現在、の借家に家族人で暮らしています。転用の目的は、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。

	まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、実家の近くであること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は宅地、東側は宅地、南側は田、西側は田にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡に、1階床面積■㎡、約■坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水は東側のU字側溝へ、宅内排水は北側の宅内升を經由して市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された仮審査申込書が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、土地所有者、■区、■、■歳。転用者、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。申請内容、車両置場用地として。申請理由、申請地近隣で■を営んでいるが、経営規模拡大に伴い、申請地を車両置場として利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	4番について、■農業委員より説明願います。
■委員	6月21日、事務局職員、■推進委員と確認しております。■、■の先に■という■があります。その方のところになります。敷地に隣接した■で、増築して車両置場として利用したいということです。農地の方もきちんと管理されていて問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■さんは申請地近隣で■を営んでいます。経営規模拡大に伴い車両置場が不足したため、現在利用している■と隣接している申請地を車両置場として利用する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。

	そのため、代替地の検討も行いましたが、既存の■■■■に隣接しており利便性が高いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は宅地、東側は水路、南側は里道、西側は雑種地にそれぞれ接しており周辺に耕作者はいないため営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■■筆■■㎡のうち■■㎡を高さ約■■mほど盛土して既存の車両置場とレベルを合わせて整地するとともに、周囲をL型擁壁で囲い土砂等の流出を防ぐ造成工事を行い、車両置場約■■台分として利用する計画です。 工事期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの約■■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、西側の既存U字側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第18号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第18号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第18号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第19号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをお開きください。 議案第19号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡です。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、申請者の父が昭和60年から近隣の■■■■に資材置場として貸している状態である。今回、近隣の空き家を購入した方から進入路として譲ってほしいとの相談があり売買の話がまとまったため、地目変更のために非農地として申請するものです。 以上です。

議長	1番について、農地委員より説明願います。
委員	6月19日 農業委員、事務局職員2名と4名で現地確認をしました。線のより少し右に入ったところです。写真を見てもらったらわかると思いますが、一部がの資材置き場として利用されていました。それを近隣の方より搬入路として譲ってほしいとの話が出たので非農地証明願いととして申請したいとのことです。よろしくお願いします。
議長	1番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	委員の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を6月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成24年に母からの相続により申請地を取得しています。昭和60年から申請地近隣のに無償で貸しており、重機や資材置き場として利用しているため、土地所有者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、近隣の空き家を購入した方から進入路として譲ってほしいとの相談があり売買の話がまとまったため、地目変更のため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、区、。申請の土地、大字 字、地番、地目、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成5年までみかんを作っていたが、家業のが忙しくなったため、管理が困難となり耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	6月20日、農業委員と私と事務局職員2名で現地確認をしました。場所は、からまっすぐ入り、路地の横に山林があります。大きな木が生えています。非農地証明願いの審議をよろしくお願いします。
議長	2番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を6月20日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成60年に父からの相続により申請地を取得しています。

	先ほどご審議いただきました、議案第17号農地法第4条番号1番の申請地近隣の土地であり同一の土地所有者になります。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま山林として管理する予定とのことです。以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、申請者の父が昭和43年にみかんの貯蔵庫が必要となり建築したが、管理が困難となり耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	6月20日■■■■農業委員と私と事務局職員2名で現地確認をしました。■■■■から左に曲がって1.2kmほど上ったところに道路沿いに■■■■が建っています。そこが現地です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	特に問題ないと思います。みかんが最盛期を終わってだんだん規模縮小して残ったところだと思います。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を6月20日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成25年に母からの相続により申請地を取得しています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書7ページをお開きください。 番号4番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。

	申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、申請者の祖父が■■■■を經營するために造成してしまったため。■■■■については昭和43年から■■■■として、■■■■については昭和56年から■■■■として利用しているとのことです。 以上です。
議長	4番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	6月19日に■■■■委員と申請者の代理人、事務局職員2名と現地確認をしました。場所は、■■■■の少し下です。■■■■は地目変更できたら売却予定だそうです。住宅街なので問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を6月19日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、令和5年に母からの相続により申請地を取得しています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第19号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第19号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第20号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号6番から18番と「議案第21号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、■■■■委員には退出していただきたいと思います。
	< ■■■■委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書9ページをご覧ください。

	「議案第20号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号6番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号7番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号8番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号9番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号10番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号11番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号12番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号13番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号14番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号15番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号16番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号17番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号18番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 補足になりますが、番号6番から18番の土地につきましては、中間管理機構である公社を通じての利用権設定となります。公社からの貸付先は、14ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。土地の貸付先は、地元農家の[]さんとなる予定です。詳細は議案第21号での審議事項となりますので、説明は省略をします。 以上です。
議長	只今、「議案第20号」の6番から18番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第20号」の6番から18番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第20号」の6番から18番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第21号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の「借受人 ■■■■■」分を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書14ページをご覧ください。 「議案第21号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、■■■■■区、■■■■■。対象農地は、■■■■■、■筆、■■■■■m²、■■■■■、■筆、■■■■■m²、■■■■■、■筆、■■■■■m²です。詳細は、18ページから21ページの貸付調書をご覧ください。 ■■■■■さんの借受地は、先ほどの集積計画の番号6番から18番の土地となります。今回3地区の借受地となります。番号6番の■■■■■地区については、利用権の種類は賃借で、番号7番から17番の■■■■■地区においては、使用貸借、番号18番の■■■■■地区においては、使用貸借となります。耕作作物は、いずれの地区も水稻となります。 以上です。
議長	只今、「議案第21号」の「借受人 ■■■■■」分について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第21号」の「借受人 ■■■■■」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」の「借受人 ■■■■■」分については、「意見なし」として報告します。それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■■委員 入室 >
議長	次に、「議案第20号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の1番から5番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 議案第20号です。

	番号1番、申請人、貸人、[]、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、合計[]aです。 番号2番、申請人、貸人、[]、[]、借人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、ありません。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号4番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 議案書8ページから13ページまでの大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆、[]㎡となります。 また農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸、利用権の設定の面積は[]㎡、合計[]㎡となります。 補足になりますが、番号1番から3番までの土地につきましては、相対での利用権設定となります。今回に新たに利用権設定をするということで話がまとまったため申請となっております。耕作作物は、水稻とのことです。 続いて、番号4番から5番の土地につきましては、中間管理機構である公社を通じての利用権設定となります。公社からの貸付先は、14ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。番号4番の土地の貸付先は、地元農家の[]さん、番号5番については、同じく地元農家の[]さんとなる予定です。詳細は、議案第21号での審議事項となりますので、説明は省略をします。 以上です。
議長	只今、「議案第20号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から5番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第20号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から5番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第20号」の1番から5番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第21号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の「借受人 []」分、「借受人 []」分を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書14ページをご覧ください。 議案第21号です。

	番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、[]区、[]。対象農地は、[]筆、[]㎡です。 続いて、借受人、[]区、[]、対象農地は、[]筆、[]㎡です。詳細は、15ページの貸付調書をご覧ください。 []さんの借受地は、先ほどの集積計画の番号4番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借で、耕作作物はハウスミカンとなります。 続いて、[]さんの借受地は、先ほどの集積計画の番号5番の土地となります。利用権の種類は使用貸借で、耕作作物は水稻となります。 以上です。
議長	只今、「議案第21号」の「借受人 []」分、「借受人 []」分について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第21号」の「借受人 []」分、「借受人 []」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」の「借受人 []」分、「借受人 []」分については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第4号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書22ページをご覧ください。 「報告第4号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。
	(10時50分：終了)